

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年11月26日認可した。

令和3年12月3日

香川県知事 浜田 恵 造

| 土地改良区名 | 土地改良事業名 |
|-------------|------------------------------|
| 高松市古高松土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南谷地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上原2地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上原地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮ノ原地区 |
| 国分寺町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大池左岸地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）羽間池地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）内間地区 |
| 香川県内場池土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東舟岡下地区 |
| 高松市牟礼町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒谷地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中村女池地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）春の木池地区 |